

税務・人事労務ワンポイント (372)

事業廃止(法人の場合)

税理士 嶋 賢治

医療機関の代表の年齢は70代が最多で、60代、

80代以上が多く、その85%が60代以上という統計があります。後継者難を原因とする医療機関の休廃業や解散が5年で3倍に急増していることも分かっています。この傾向は団塊の世代の高齢化の進行とともにさらに顕著になるでしょう。医療機関の事業継承が難しい原因の中に、後継たる関係者(子息等)の診療科目が異なるとか、その関係者が県外で開業するなどがあります。

医療法人の場合、一人医師医療法人として理事長が管理者も兼ね

る経営形態が大半です。そこで理事長の高齢化による廃院を余儀なくされる前に、関係者で、他の診療科(歯科を含む)での開業を考えたか、あるいは県外で開業を考えている関係者がいないか検討したりして、既存の法人の活用を考えてみたらいかがでしょうか。医科の医療法人で、ご子息が歯科医の場合、医療法人の名称を〇〇会に変更し、そのご子息を理事及び歯科診療所の管理者にします。

二つの医療機関を一つの法人にぶら下げるわけです。すると現理

事長が高齢で引退の時にはご子息と理事長を交代し、役員退職金の支給を受けます。その後医科は廃院しても理事として法人に残ることができ、医療法人〇〇会は存続することになります。事業体は変わらないので、県への理事長交代届出だけで簡単に事業継承ができます。

退職金が多額になれば大きな欠損金が出ますので、その後の事業年度ではしばらく法人税等の負担が無いなど、税務面でのメリットもあります。

中には、ご子息が県

外で開業するケースがあります。この場合も現に存在する医療法人を活用できます。県を越えての分院も可能なので、新たに個人で開業し、一定の期間を経て新規に法人認可申請で設立を目指すより手間が省けて、最初から簡単に法人のメリットを享受できます。現在の医療法人が上記の理由から後継者不在と考えないで、承継の一方方法として診療科の違い、医療機関の所在地の違いを超えての分院の検討も考えられます。